

物件の貸付期間及び使用目的、応募資格、貸付条件等

貸付期間

- 1 年契約（最長 5 年まで更新可）

使用目的

店舗又は事務所とする。ただし、下記に該当する場合は貸付を行わない。

- 1 悪臭、騒音、土壌汚染等著しく環境を損なうと予想されるもの
- 2 政治的用途又は宗教的用途に用いるもの
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に該当する風俗営業の用途に用いるもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団の事務所（同法第 15 条第 1 項の事務所をいう。）の用に供すること。
- 5 公序良俗に反するもの
- 6 その他貸付に適さないと判断されるもの

応募資格

応募できるものは、提案した利用計画を確実に速やかに実施できる錦江町内に住所を有する個人・法人とし、次に掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

- 1 町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所運営費費用徴収金、幼稚園保育料、学校給食費、住宅使用料、水道使用料、農業集落排水使用料、町畜産振興資金貸付金及び町奨学資金貸付資金）を滞納している者
- 2 当該公募貸付に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約の締結に関し同意見付与の審判を受けたもの並びに未成年者で法定代理人の同意を受けていないものをいう。）及び破産者で復権を得ない者。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- 4 その他町長が不適当と認める者

貸付条件

- 1 貸付対象物は現状渡しとする。
- 2 当初申請した利用目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 3 貸付料は、年額 120,000 円とする。（貸付期間が 1 年に満たない場合は、年額を貸付期間の月数で除した額とし、日割り計算はしない）

- 4 貸付料は、毎年使用開始月に年額を収める。
- 5 貸付対象物の現状変更を行う場合は、町の承認を得ること。
- 6 貸付対象物の維持管理に要する経費は、すべて賃借者が負担するものとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。この場合において、貸付契約の取り消し等により生じた損害について、その補償を町に求めることはできない。
 - ア 貸付対象物を公用又は公共用に供するため必要とする場合
 - イ 貸付条件に違反した場合
- 8 貸付期間終了後は、貸付対象物を現状に復旧することとする。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。また、現状復旧に要する費用は、賃借者の負担とする。
- 9 賃借人は、貸付対象物について支出した有益費、必要費その他の費用を町に請求することはできない。
- 10 地域住民とトラブルが生じないように努めなければならない。

応募提出書類

- 1 普通財産貸付申請書
- 2 事業計画書
- 3 収支計画書

選定方法

同時に複数の申請があった場合は、抽選により借受者を決定する。

物 件

(1) 建物

建築年次	構造	面積	備 考
平成 11 年 (14 年増築)	鉄骨造	122.49 m ² (うち 39.05 m ²)	登記なし